

一般社団法人日本ろう者ボウリング協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ろう者ボウリング協会と称する。

2 英文における当法人の名称は、JAPN DEAF BOWLING ASSOCIATION（略称「JDBA」と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、ろう者のボウリングおよびデフリンピックをはじめとするボウリング競技活動を通して社会参加活動を促進するとともに、ろう者自らも社会貢献活動を行い、ろう者の心身の健全な発達と活力のある日本社会の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ろう者のボウリング競技の普及・発展事業
- (2) ろう者のボウリングに関する外部団体との交流・情報共有
- (3) ろう者の世界ボウリング選手権大会への代表選手選定・派遣事業
- (4) ろう者のボウリングに関する広告・出版事業
- (5) ろう者のボウリングに関する商品の販売事業
- (6) デフリンピックアスリートによる社会貢献事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告により公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第7条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

聴覚障がい者又は聴覚障がい者のボウリングを支援する者若しくは指導の知識を持つ者であって、当法人の目的に賛同し、その事業の運営に協力するために入会した個人又は団体

(2) 競技会参加会員

聴覚障がい者で、当法人が開催・後援するボウリング選手権大会に参加するために入会した個人又は団体

(3) 賛助会員

この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体

(4) 特別会員

この法人が依頼した学識経験者又はボウリング競技をはじめとする聴覚障がい者スポーツに功労があった者

(会員資格の取得)

第8条 当法人の会員（特別会員を除く）になろうとする者は、理事会において定める入会申込書により申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

2 当法人の特別会員については、理事会の推薦により、社員総会の承認を受けて、その資格を取得する。

(会費の支払義務)

第9条 会員（特別会員を除く）は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会で定める会費及び登録費に関する規則（以下「会費規定」という。）に定める会費を支払わなければならない。

2 別に理事会が定める強化本部規定に基づき、日本パラリンピック委員会の強化指定選手、育成選手又は専門スタッフに指定された会員（特別会員を除く）は、当法人に対して、前項の会費とは別に、その資格に応じて会費規定に定める指定選手登録費、育成選手登録費又は専門スタッフ登録費を支払わなければならない。

3 特別会員は、会費を支払うことを要しない。

(退会)

第10条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して書面にて予告するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (2) 退会したとき。
- (3) 第9条の支払義務に関する納入督促が3回に達したとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (6) 除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れ、さらに、正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第14条 この法人は会員がその資格を喪失しても、会員が既に納入した会費その他の拠出金品は返還はしない。

(会員名簿)

第15条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社 員 総 会

(構成)

第16条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 社員総会は、定時総会として毎年事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日1週間（社員総会に出席しない正会員が書面によって（電磁的方法によって）議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに、正会員に対して、社員総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面で（電磁的方法により）、その通知を発しなければならない。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第21条 社員総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 事業の全部又は一部の譲渡
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議権の代理行使)

第23条 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議権の代理行使)

第24条 理事会において、社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席しない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第22条の議決権の数に参入する。

(決議の省略)

第25条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、社員総会の日から10年間、当法人に主たる事務所に備え置くものとする。

(社員総会運営規則)

第28条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める総会運営規則によるものとする。

第4章 役員

(役員の設定)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1人を会長とし、2人を常務理事とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法上の業務を執行する理事とする。

(役員を選任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事である会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第31条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
 - 4 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第32条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

(役員任期)

- 第33条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第29条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 役員は次の一に該当する場合には、社員総会の議決により、解任することができる。ただし、監事の解任の社員総会決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議をもって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障により、職務の執行に支障があり又は職務に堪えられないとみとめられるとき
- (3) この定款その他の規定の定め違反したとき

- (4) 当法人の名誉を傷つけ又は信用を失墜させる行為をしたとき、第3条の当法人の目的に反する行為をしたとき、当法人が第4条第各号の事業を行うことを妨げる行為をしたとき、その他これらに類する行為をしたとき
 - (5) 法令又は公序良俗に反する行為をしたとき、反社会的勢力であること又は反社会的勢力の支配若しくは影響を受けていることが判明したとき、その他解任すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により、社員総会において理事又は監事を解任する議決を行う場合には、当該議決の前に当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定により理事又は監事を解任した場合には、当該理事又は監事にその旨を通知しなければならない。

(報酬等)

- 第35条** 理事及び監事には、社員総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理 事 会

(構成)

- 第36条** この法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第37条** 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受けの決定
 - (2) 多額の借財の決定
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任の決定
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - (6) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度毎に2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条3項(2)号又は(3)号に基づく請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事が理事会を招集できる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して書面又は電磁的方法において、その通知をしなければならない。
- 4 前項の定めにかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事長は、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた頂序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 特別職

(種別及び定款)

第45条 当法人に、任意の機関として、特別職を置くことができる。

- (ア) 会長 1名とする。
- (イ) 特別顧問 若干名
- (ウ) アドバイザー 若干名

(選任等)

第46条 特別職は、理事会の推薦に基づき、会長が選任する。

(職務)

第47条 特別職の職務は次に定める通りとする。

- (1) 会長は、適宜、当法人の運営に協力する。
 - (2) 特別顧問は会長の諮問に応じ、適宜、当法人の運営に関する助言を行う。
 - (3) アドバイザーは、会長の諮問に応じ、適宜、運営実務に関する専門的な助言を行い、また、当法人の運営に協力する。
- 2 会長、特別顧問及びアドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長、特別顧問及びアドバイザーは、無報酬とする。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第48条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第50条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに常務理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第51条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第52条 当法人は、会員その他の者に対し剰余金の分配をすることはできない。

2 会員その他の者に対する剰余金の分配する総会の決議は無効とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を得なければ変更することができない。

(解散)

第54条 当法人は、一般法人法148条(同条第3号の事由を除く。)の事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人日本障がい者スポーツ協会に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補 則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、当法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。
邊見 新吉
伊藤 直道
- 3 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び監事の氏名及び住所は、次のとおりとする。
 - (1) 設立時理事
邊見 新吉
数見 満
伊藤 直道
後藤 盛勝
赤堀 角二
 - (2) 設立時代表理事
邊見 新吉

(3) 設立時監事

豊田 律

- 4 この法人の設立初年度の事業計画書及び収支予算書は、第50条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。
- 5 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本ろう者ボウリング協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

令和3年 1月28日

設立時社員 邊見 新吉

設立時社員 伊藤 直道